

健康

申込・問合せ…健康推進課
(☎64・1311 千202 8555
西東京市役所保谷庁舎)

5歳児歯科健康診査のお知らせ

「永久歯を迎える準備はできましたか？」
まもなく初めての大人の歯がはえてきます。かかりつけの歯医者さんで、定期的に歯のチェックをしていますか。一人一人に合った、専門家からのアドバイスを受け、「永久歯」のむし歯ゼロを目指しましょう。

受診期間 8月1日(月)～10月31日(月)

対象 平成12年4月2日、13年4月1日生まれの幼児
転入の方で通知が来ていない方はご連絡を

内容 歯科健診、相談、保護者および対象児への歯科保健指導、フッ化物塗布(健診結果により必要に応じて先生とご相談ください)

受診方法 市から郵送された受診票を持って指定歯科医

8月前半の休日診療

診療時間 病院…午前9時～午後10時
医院…午前9時～午後5時

医療機関(所在地・電話番号)		
7日	佐々総合病院 (田無町4～24～15	☎61-1535)
	廣川クリニック(東町4～8～28 JUN西東京101	☎25-6476)
14日	保谷厚生病院 (栄町1～17～18	☎24-6640)
	おぎた内科クリニック(東町2～14～12 パラツィーナ保谷101	☎78-6597)

～西東京市休日診療所～
上記のすべての休日に診療を行っています。
診療時間…午前10時～正午、午後1時～4時、5時～9時
場所…西東京市中町分庁舎
(中町1～1～5 ☎24-3331)

8月前半の休日歯科診療

受付時間…午前10時～午後4時

医療機関(所在地・電話番号)		
7日	伊藤歯科医院 (南町5～7～9	☎61-8518)
	篠岡歯科医院 (柳沢1～1～5	☎61-5323)
14日	黒川歯科医院 (南町5～5～13 IBSビル2階	☎63-2745)
	宮内矯正小児歯科 (東町3～14～34	☎22-5457)

福祉サービス第三者評価の普及・啓発を行っています！

市では、福祉サービス利用者安心してサービスを選択できるよう、市が提供しているサービスの第三者評価を進めるとともに、市内でサービスを提供するより多くの事業者にも普及・啓発を行っています。

■福祉サービス第三者評価とは？

事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が、客観的に福祉サービスの内容や質などを評価し、その結果を公表することをいいます。

■市では積極的に第三者評価を受けています！

平成16年度は、公立施設13か所、民間施設28か所が第三者評価を受けました。

その結果は、両庁舎1階情報公開コーナーおよび都のホームページ、とうきょう福祉ナビゲーション(<http://www.fukunavi.or.jp>)で公表しています。

■市では積極的に普及・啓発を行っています！

ージで、第三者評価を普及・啓発するとともに、介護保険連絡協議会や支援費制度居宅介護事業所連絡会で、事業者にも第三者評価実施を促進しています。

■東京都では認定ステッカーを交付しています！

■東京都は、第三者によるサービス評価を受けた福祉事業者を認定するステッカーを作製し、各事業所に交付しています。

■補助金を交付します！

市では、第三者評価を積極的に受ける事業者(市内に事業所があり、東京都が定める福祉サービスを提供する事業者)に対して、補助金を交付しています。

■第三者評価を実施する事業者は、市の認定が必要です。

■事前に保健福祉総合調整課へご連絡ください。

特別児童扶養手当現況届の提出をお忘れなく

現況届は、手当受給者およびその配偶者・扶養義務者の方の前年の所得の状況、養育の状況等を確認するための届です。

現在受給されている方(所得超過による支給停止の方を含む)には、8月上旬に「お知らせ」を送付しますので、指定された窓口に出ししてください。

■8月分以降の手当が支給停止となる場合があります。

■31日(水)

■支給要件に該当する方で、まだ申請されていない方は、子育て支援課(田無庁舎1階、保谷庁舎1階各窓口)で申請手続きをしてください。

■特別児童扶養手当

対象 20歳未満の重度の障害(おおむね愛の手帳1～3程度)

度、身体障害者手帳1～3級、4級の一部程度、および日常生活に著しい制限を受ける状態の内部障害または精神障害)のある児童を養育している父母または養育者。

手帳を持っていないくても指定の診断書によ

平成17年度所得限度額(16年中の所得)

扶養人数	特別児童扶養手当	
	本人	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人目以降	1人増すごとに加算	
	38万円	21万3,000円
1人につき加算	特定扶養25万円 老人扶養10万円	老人扶養6万円 老人扶養のみは2人目から

配偶者は寡婦(夫)控除なし

8月後半の健康相談・栄養相談

(☎内線2365～2367)

■健康相談

■栄養相談

市内在住の方対象です。
健康よる相談
とき・ところ 19日(金)午後1時30分～3時・田無庁舎2階市民相談室前
内容 医師による相談・保健師による血圧測定、健康相談 当日直接会場へ

■健康よる相談
とき・ところ 31日(水)午前9時30分～11時30分・田無総合福祉センター
内容 管理栄養士による相談
定員 5人(申込順・30日(火)までに電話予約)

乳幼児医療費助成制度

市内にお住まいで、健康保険に加入している義務教育就学前(6歳到達後最初の3月31日)までの乳幼児を養育している方に対して、対象となるお子さんが診療を受けたときに支払う保険診療の自己負担分を助成します。

市では3歳未満児までのお子さんについては全員が対象となりますが、3歳以上のお子さんについては所得制限により、助成を受けられない場合があります。

この助成は申請が無いと受けられませんので、出生や転入の際は忘れずに申し込みます。

■新規申請の方

対象要件 市内に居住する就学前の乳幼児(平成11年4月2日以降生まれ)の保護者で所得制限未満(表参照)の方

申請 8月1日(月)～9月12日(月)まで、以降、随時申請を受け付けますが、10月1日までに医療証が届かないことがあります。

申請 8月1日(月)～9月12日(月)まで、以降、随時申請を受け付けますが、10月1日までに医療証が届かないことがあります。

申請 8月1日(月)～9月12日(月)まで、以降、随時申請を受け付けますが、10月1日までに医療証が届かないことがあります。

申請 8月1日(月)～9月12日(月)まで、以降、随時申請を受け付けますが、10月1日までに医療証が届かないことがあります。

申請 8月1日(月)～9月12日(月)まで、以降、随時申請を受け付けますが、10月1日までに医療証が届かないことがあります。

申請 8月1日(月)～9月12日(月)まで、以降、随時申請を受け付けますが、10月1日までに医療証が届かないことがあります。

申請 8月1日(月)～9月12日(月)まで、以降、随時申請を受け付けますが、10月1日までに医療証が届かないことがあります。

乳幼児医療費助成制度

・未加入者は除く) 平成17年度所得証明書(平成17年1月2日以降に転入した方)については、後日提出可。平成17年度の児童手当を申請している方は、は添付する必要はありません。

3歳未満(所得制限なし)の対象の方でも1月2日以降転入の方は、の所得の証明が必要になります。

申請場所 子育て支援課
■現況届の提出について
医療証の有効期間が9月30日までのものをお持ちの方に「現況届」を8月初旬に郵送しますので、8月19日(金)までに提出してください。

「現況届が提出されない場合は、10月以降の医療証が交付できませんので、ご注意ください。

なお、8月31日以前で医療証の有効期間が切れる方で、17年度の所得制限未満の方は新たに申請が必要です。

子育て支援課(☎☎内線1525、☎☎内線2142)

所得とは…給与所得者は、給与所得控除後の金額、確定申告の方は、収入額から必要経費を引いた金額です。

表2.平成17年度所得限度額(乳幼児医療費助成制度)

扶養人数	保護者の加入年金の種類	
	国民年金加入者および未加入者	国民年金加入者以外の年金加入者
0人	3,010,000円	4,600,000円
1人	3,390,000円	4,980,000円
2人	3,770,000円	5,360,000円
3人	4,150,000円	5,740,000円
4人	4,530,000円	6,120,000円
5人以上は、	1人につき38万円を加算	

